

(一般)		
職種	年齢	事業内容
設備管理業務	不問	建物サービス業
大型運転手	不問	一般貨物自動車運送業
薬剤師	不問	事業協同組合
一般事務補助(日々雇用職員)	不問	都道府県機関
一般事務補助(臨時事務員)	不問	都道府県機関
営業職	不問	一般土木建築工事業
営業	不問	食料・飲料卸売業
ミシンオペレーター(経験者)	不問	かばん製造業
チームリーダー(経験者)	不問	かばん製造業
販売(青果売場)	不問	鮮魚小売業
看護師	不問	一般診療所
介護士(嘱託)	不問	老人福祉・介護事業
事務職	不問	自動車・同附属品製造業
電気工事士	不問	管工事業
土木作業員(経験者)	不問	一般土木建築工事業
事務員	不問	一般土木建築工事業
調理、パン製造、接客サービス	不問	食堂、レストラン

(一般)		
職種	年齢	事業内容
地域担当契約職員	不問	百貨店、総合スーパー
事務員	不問	セメント・同製品製造業
交通警察員	不問	警備業
美容師	不問	美容業
事務職	不問	建築材料卸売業
プレス工	40歳以下	その他の輸送用機械器具製造業
タッパ作業工	40歳以下	その他の輸送用機械器具製造業
看護師	不問	その他の社会保険・社会福祉・介護事業
製本補助作業(アルバイト)	不問	製本業、印刷物加工業
スキャニング作業補助(短期アルバイト)	不問	製本業、印刷物加工業
製本作業補助(短期アルバイト)	不問	製本業、印刷物加工業
坑内での採掘夫	不問	その他の鉱業
車の板金塗装	不問	事業協同組合
資材調達・管理	40歳以下	農業用機械製造業
介護職員(臨時職員)	不問	病院
看護師(正職員)	不問	病院

若者定住促進にかかる奨励金等の申請をお忘れなく！ ～2月は「住宅奨励金」「家賃対策補助金」の申請月です～

養父市若者定住促進制度は、若者の定住促進を図り、活気に満ちあふれた地域社会を築くことを目的に、養父市若者定住促進条例に基づいて奨励金を交付するものです。

2月は、「住宅奨励金」「家賃対策補助金」の申請月となっています。忘れないように申請してください。また、「結婚祝い金」「出産祝い金」「就労奨励金」「U・Iターン就労奨励金」については、交付要件が整い次第、随時申請を受け付けています。該当される方は、早めに申請してください。

制度の内容や申請についての詳細は、養父市ホームページ(<http://www.city.yabu.hyogo.jp>)、または市広報やぶ平成19年5月号をご覧になるか、養父市企画政策課、各地域局市民課にお問い合わせください。

奨励金等の種類	申請時期
住宅奨励金	取得した住宅などの最初の課税年度の2月中
家賃対策補助金	入居の日以降、その日の属する年度の2月中 ※中途退去の場合には退去時に申請

【申請とお問い合わせ】

養父市企画政策課 (☎662-7602)
養父地域局市民課 (☎664-0282)
大屋地域局市民課 (☎669-0120)
関宮地域局市民課 (☎667-2331)
※ケーブル電話も同じ番号です。